

であり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致するものとい
うことができる。

(2) 営利的表現の自由

広告のような営利的表現についても、広告を通じて一般大衆がさ
まざまな情報を受け取ることの重要性にかんがみ、一般に、表現の
自由として保護されると考えられている。

判例は、あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法の定める広告
制限につき、「虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わす虞」を防止する
ために、「国民の保健衛生上の見地から、公共の福祉を維持するた
めやむをえない措置として是認されなければならない」として、憲
法21条に反しないとしている（最大判昭36.2.15）。

(3) 性表現、名譽棄損的表現

性表現、名譽毀損的表現は、刑法で処罰されるものであって、従
来、憲法で保障された「表現」の範囲に属さないと考えられてき
た。

しかし、今日では、いずれも表現の自由に含まれるとしたうえ
で、最大限保護の及ぶ「表現」の範囲を画定していくとする立場が
有力である。

名譽毀損的表現は、とくに公人（政治家）がその対象となってい
る場合、国民の知る権利とも関わる重要な問題となる。

判例は、名譽毀損罪に関する刑法230条の2を表現の自由と名譽権
を調整する規定と捉えたうえで、「たとい刑法230条の2第1項にい
う事実が真実であるとの証明がない場合でも、行為者がその事実
を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、
根拠に照らし相当の理由があったときは、犯罪の故意がなく、名譽
毀損の罪は成立しない」としている（夕刊和歌山事件／最大判昭
44.6.25）。これは、表現の自由と名譽権を衡量した結果を刑法230条
の2の解釈に反映させることを通じて、表現の自由の保障を拡大し
ようとするものである。刑法230条の2の趣旨は、民事上の不法行為
としての名譽毀損についても妥当するとされている（最判昭
41.6.23）。

なお、公人でない者に対する名譽毀損的表現の場合は、名譽権が
重視される（「石に泳ぐ魚」事件（最判平14.9.24）参照）。

(4) 放送の自由

現代では、情報技術の発達に伴い、表現媒体として電波・電気通
信を使う形態が登場している。これらを使った表現活動も憲法21条
の「一切の表現の自由」として憲法上の保障が及ぶ。

しかしながら、放送事業については、その周波数帯の希少性及び
放送の影響力の強さを根拠に、「政治的に公平であること」、「意見
が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点
を明らかにすること」などの内容規制が設けられている（放送法4
条等）。



＜参照：刑法230条1項＞

公然と事実を掲示し、人の
名譽を毀損した者は、その事
実の有無にかかわらず、3年
以下の懲役若しくは禁錮又は
50万円以下の罰金に処する。

＜参照：刑法230条の2＞

1 前条第1項の行為が公
共の利害に関する事実に
係り、かつ、その目的が
専ら公益を図ることに
あったと認める場合には、
事実の真否を判断し、
真実であるとの証
明があったときは、これ
を罰しない。

2 前項の規定の適用につ
いては、公訴が提起され
るに至っていない人の犯
罪行為に関する事実は、
公共の利害に関する事実
とみなす。

3 前条第1項の行為が公
務員又は公選による公務
員の候補者に関する事実
に係る場合には、事実の
真否を判断し、真実である
との証明があったとき
は、これを罰しない。



表現活動による他人の名譽の
侵害について

表現活動が他人の名譽を侵
害する場合、判例は、「その
行為が公共の利害に関する事
実に係り、その目的が専ら公
益を図るものである場合にお
いて、掲示された事実がその
重要な部分において真実であ
ることの証明があるとき、又
は真実であるとの証明がな
くても、行為者がそれを真実
と信ずるについて相当の理由
があるときは、不法行為は成
立しない」としています（最
判昭41.6.23）。

これらの規制については、衛星放送やケーブルテレビなどの新しいメディアが出現しているため電波の希少性は緩和されていること、インターネット等の新しいメディアの登場により、放送の社会的影響力も相対的なものになっているなどの批判がある。

そのため、放送法の規定は法的効力のない倫理的意味の規定として解釈されている限りで合憲であると解する学説も有力である。



判例 NHK受信料訴訟（最大判平29.12.6）

被告は、平成18年3月22日以降、原告（NHK）の衛星系放送を受信可能なカラーテレビジョン受信設備を、住居に設置している。原告は、平成23年9月21日到達の書面により被告に対し受信契約の申込みをしたが、被告は承諾をしていない。

そこで、原告は、被告に放送法64条1項に基づき原告からの受信契約の申込みを承諾する義務があるとして、当該承諾の意思表示と、これにより成立する受信契約に基づき上記受信料と同額の支払などを求めた。

被告は、同法64条1項が被告に原告との受信契約の締結を強制する規定とすれば、憲法13条、21条、29条等に違反すると主張した。

なお、放送法64条1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（以下略）」と定めている。

争点

- (1) NHKを存立させてその財政的基盤を受信設備設置者に負担させる受信料により確保するものとしていることが憲法上許容されるか？
- (2) (1)が許容された場合に、受信料を負担させるに当たって受信契約の締結強制という方法を探ることが憲法上許容されるか？

判旨

- (1) 電波を用いて行われる放送は、電波が有限であって国際的に割り当てられた範囲内で公平かつ能率的にその利用を確保する必要なだから、放送局も無線局の一つとしてその開設につき免許制とするなど（電波法4条参照），元来、国による一定の規律を要するものとされてきたといえる。……具体的

にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法21条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしかるべきであるといえる。

二本立て体制の下、NHKを存立させ、これを民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、憲法21条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、かつ、放送をめぐる環境の変化が生じつつあるとしても、なおその合理性が今日までに失われたとする事情も見いだせないのであるから、これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである。このような制度の枠を離れて被告が受信設備を用いて放送を視聴する自由が憲法上保障されていると解することはできない。

(2) 受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、NHKが、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことからも、相当な方法である。

受信契約の内容が放送法ではなく、一方当事者たるNHKによってその内容が定められる点については、受信契約の最も重要な要素である受信料額は、国会がNHKの毎事業年度の收支予算を承認することによって定まり（放送法70条4項），受信契約の条項は電波監理審議会の諮問を経て総務大臣が認可しなければならないこととされるなど、NHKの目的に適うものとして受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なもので受信設備設置者間の公平が図られていることを要するものとされており、放送法64条1項は、そうした内容の受信契約の締結を強制するにとどまるものと解されるから、放送法の目的を達成するのに必要かつ合理的な範囲内のものとして、憲法上許容される。

3 表現の自由の限界

表現行為は、他者の存在を前提とした行為である。したがって、表現の自由といえども絶対無制約ではない。すなわち、表現の自由も、他の人権同様に、「公共の福祉」による制約に服する。

もっとも、表現の自由には、前述のとおり自己実現および自己統治という優越的な価値がある。また、表現内容が公共性を有する場合、国民の知る権利との関係でもできる限り表現活動を尊重する必